

# 平成 31 年度 訪問看護師養成研修会実施要領

平成 31 年 4 月 23 日

## 1. 目的

少子高齢化の進展に伴い、「病院完結型」の医療から住み慣れた地域全体で支える「地域完結型」の医療へと移行する中、地域において療養者や家族が安心した療養生活を送ることができるための訪問看護が必要とされている。

そこで、社会的要請と在宅療養におけるニーズに対応する訪問看護を推進するために、訪問看護に従事している看護職、これから訪問看護を始めようとする、或いは、興味、関心のある看護職を対象に、必要な知識と技術を習得し、質の高い看護が実践できることを目的とする。

## 2. 主催

山梨県・公益社団法人山梨県看護協会 山梨県訪問看護支援センター

## 3. 会場

- |                 |                            |
|-----------------|----------------------------|
| 1) 訪問看護 e ラーニング | 自宅・他                       |
| 2) 集合研修         | 公益社団法人山梨県看護協会 看護教育研修センター 他 |
| 3) 実習           | 山梨県内訪問看護ステーション・地域包括支援センター  |

## 4. 開催期間

令和元年 6 月 13 日(木)～12 月 16 日(月) ※e ラーニング、集合研修、実習を含める

## 5. 留意事項

### 1) 公益財団法人日本訪問看護財団「訪問看護 e ラーニング」

期間：令和元年 6 月 13 日～11 月 13 日の(5 か月間)期間に修了

目的：社会のニーズに応じて、在宅での療養生活を可能にするために質の高い看護サービスを提供できる訪問看護師を育成する。

- ・全項目の再生に要する時間は、約 20 時間で、参考映像の視聴やテストを含めると 30～35 時間の学習時間となる。
- ・関連のある講義、演習は、事前に学習し確認試験を受け合格をする。
- ・実習の前に公益財団法人日本訪問看護財団より修了証書を受け取る。

### 2) 集合研修

期間：6 月～12 月のうち、開講式、閉講式、講義、演習、まとめ等 計 11 日間

目的：集合研修は、e ラーニングでは修得できない内容を講義で補い、グループワーク等、集団において他の受講者と意見交換をすることで自らの考えを深める。

### 3) 実習：11 月～12 月のうち、訪問看護ステーション 3 日間 地域包括支援センター1 日間

目的：実践の現場を体験し、e ラーニング、集合研修で学習したことと統合し、訪問看護の実践に繋げる。

- ・実習期間中は、看護職賠償責任保険に加入する(申し込み、費用負担は山梨県訪問看護支援センター)。

6. 募集人員 40名

7. 受講資格

- 1) 以下の3つの要件のいずれかに該当する看護職(保健師・助産師・看護師・准看護師)
  - (1) 訪問看護に従事している
  - (2) 訪問看護を始めようとしている
  - (3) 訪問看護に興味、関心がある
- 2) パソコン等の推奨環境が整っており、パソコン等の基本操作ができる者
- 3) 本人のパソコン等のメールアドレスがある

8. 募集締め切り

令和元年5月22日(水)必着

9. 申込方法

平成31年度 訪問看護師養成研修会申込書を山梨県看護協会ホームページよりダウンロードするか同封の申込書に、必要事項を記入してメールか郵送で申し込む(FAX不可)。

申込先 住所：〒400-0807 甲府市東光寺2-25-1

公益社団法人山梨県看護協会 山梨県訪問看護支援センター宛

メールアドレス：h-support-c@yna.or.jp

10. 受講者選考

以下の選考基準に基づき、書類審査を行い、受講者を決定する。なお、定員超過の場合は、原則先着順とする。

《選考基準》

- ・受講資格を満たしている
- ・提出書類に不備がない

11. 受講決定通知

受講決定者には、令和元年5月下旬までに、受講決定通知、メールアドレスの確認、体験版の視聴確認、システム利用規約と注意事項への同意確認書を郵送する。

なお、受講決定者は、上記同意確認書を5月31日(金)までに返送する。

12. 研修スケジュール

- 1) 開講式前日(6月12日)までに受講用ID・パスワードが株式会社ネットラーニングより送信されるので確認する。
- 2) 集合研修の内容と日程、時間数

平成 31 年度 訪問看護師養成研修会概要 参照

令和元年 11 月 13 日(水)までに集合研修と同時に訪問看護 e ラーニングを終了する。

- 3) 訪問看護 e ラーニング終了後、修了証書(公益財団法人日本訪問看護財団発行)の発行手続きを行い、山梨県訪問看護支援センターに提出してから実習を行う。
- 4) 11 月より山梨県訪問看護支援センター指定の訪問看護ステーション(3 日)、地域包括支援センター(1 日)で実習を行う。

#### 13. 山梨県看護協会からの訪問看護師養成研修会の修了証書発行要件

「訪問看護 e ラーニング修了」かつ「施設実習修了」および講義・演習すべて終了した受講者に、「訪問看護師養成研修会修了証書」を交付する。

##### 1) 修了要件

- (1) 公益財団法人日本訪問看護財団が行う訪問看護 e ラーニングを実習前までに修了している。
- (2) 実習を修了している。
- (3) 集合研修へ全日程出席している。

##### 2) 上記のいずれかの要件が満たせなかった場合は、修了期限は、2 年間とする。

- (1) e ラーニングが期限内に終了できなかった場合は、自費(16,000 円)で申し込み、修了する。
- (2) 実習を欠席した場合は、補習を受けるか、もしくは翌年度実習する。
- (3) 集合研修を欠席した場合は、欠席した科目に該当する集合研修を次年度受講する。
- (4) 全ての内容を修了した時点で修了証書を交付する。

#### 14. 受講経費

##### 1) 受講料 個人負担なし

訪問看護 e ラーニングの受講手続き及び受講料 14,000 円は、山梨県看護協会が負担し、公益財団法人日本訪問看護財団に納入する。

##### 2) 研修に伴う諸雑費や実習に必要な交通費、駐車料金、食費は受講者が負担する。

#### 15. 問い合わせ先

〒400-0807 甲府市東光寺 2-25-1

公益社団法人山梨県看護協会 山梨県訪問看護支援センター 担当 池田・高橋

TEL 055-225-3035 / FAX 055-222-5988

E-Mail h-support-c@yna.or.jp